

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第24号）…………… 2
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第25号）…………… 2
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 3
- 秋田市子ども手当の支払日等に関する規則（第27号）…………… 4

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第133号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第134号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第135号）…………… 4
- 指定管理者の告示事項の変更について（第136号）…………… 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第137号）…………… 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第138号）…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第139号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第140号）…………… 5
- 平成22年の特定計量器の定期検査の実施について（第141号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第142号）…………… 6
- 建築基準法による特定工程および特定工程後の工程の指定について（第143号）…………… 6
- 認可地縁団体の認可について（第144号）…………… 7
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第145号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第146号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第147号）…………… 7
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第148号）…………… 7
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第149号）…………… 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第150号）…………… 8
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第151号）…………… 8
- 胸部検診における検診料の徴収、収納業務の委任について（第152号）…………… 8
- 秋田市議会定例会の招集について（第153号）…………… 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 8

選 管 告 示

- 河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第6号）…………… 8
- 河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第7号）…………… 9
- 河辺土地改良区総代の総選挙における当選した者の氏名および住所について（第8号）…………… 9
- 河辺土地改良区総代の総選挙における当選証書の付与について（第9号）…………… 11
- 平成22年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第10号）…………… 13

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会の招集について（第6号）…………… 13
- 平成21年4月17日から平成22年3月19日までに開催した秋田市農業委員会総会の議事録の縦覧について（第7号）…………… 13

河 選 挙 長 告 示

- 河辺土地改良区総代の総選挙について（第1号）…………… 13
- 河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）…………… 13
- 河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第3号）…………… 15
- 河辺土地改良区総代の総選挙について（第4号）…………… 16
- 河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第5号）…………… 16

公 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 16
- 公募型プロポーザルの実施について…………… 17
- 一般競争入札の執行について…………… 18
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構造の変更について…………… 18
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について…………… 19
- 入札参加希望者の公募について…………… 19
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 20
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 20
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お

- よび結核の予防接種について……………20
- 入札参加希望者の公募について……………20
- 秋田農業振興地域整備計画の変更による農業振興地域整備計画書の縦覧について……………21

選 管 公 告

- 秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………21

上 下 水 道 局 公 告

- 下水道の受益者負担金の賦課対象区域について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 一般競争入札の執行について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 入札参加希望者の公募について……………26
- 一般競争入札の執行について……………27

規 則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3中

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得			

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3ただし書中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の4の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の4の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

別表第5中

を

に改める。

重度訪問 介 護	1 時 間 当 たり	円 0
		0
		100
		200
		300
		400
		500
		600
		800
		1,000
		1,200
		1,600
		2,000
		2,400
		2,800
		3,200
		3,800
重度訪問 介 護	30 分 当 たり	円 0
		0
		50
		100
		150
		200
		250
		300
		400
		500
		600
		800
		1,000
		1,200
		1,400
		1,600
		1,900

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3ただし書中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の4の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の4の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

重度訪問 介 護	1 時 間 当 たり	円 0
		0
重度訪問 介 護	30 分 当 たり	円 0
		0

別表第5中

0	0
100	50
200	100
300	150
400	200
500	250
600	300
800	400
1,000	500
1,200	600
1,600	800
2,000	1,000
2,400	1,200
2,800	1,400
3,200	1,600
3,800	1,900

を

に改め、同

表の備考の2中「4時間30分」を「7時間30分」に、「10」を「16」に改める。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の1中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)および第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の2の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

別表第2の備考の5ただし書中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の6の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)および第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の6の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第5の改正規定および第2条中知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第5の改正規定ならびに附則第4項および附則第7項の規定は、平成22年7月1日から施行する。

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(以下「新身体障害者福祉法費用徴収規則」という。)別表第2の備考の3の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

3 新身体障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

4 新身体障害者福祉法費用徴収規則別表第5の規定は、平成22年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(以下「新知的障害者福祉法費用徴収規則」という。)別表第2の備考の3の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

6 新知的障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

7 新知的障害者福祉法費用徴収規則別表第5の規定は、平成22年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

8 第3条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則(以下「新児童福祉法施行細則」という。)別表第1の備考の1および別表第2の備考の5の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

9 新児童福祉法施行細則別表第1の備考の2および別表第2の備考の6の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則(平成9年秋田市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)および第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の2の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の備考の1の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表の備考の2の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則をここに公布する。

平成22年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）の規定による子ども手当の支払日および支払方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(支払日)

第2条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の7日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第4項ただし書の規定により支払うこととなる子ども手当は、次の各号に掲げる子ども手当の区分に応じ当該各号に定める日以後、速やかに支払うものとする。

(1) 前支払期月に支払うべきであった子ども手当 支払うべきであったことが判明した日

(2) 支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当 支給すべき事由が消滅した日

(支払方法)

第3条 子ども手当の支払は、口座振替の方法による行うものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年 5月 6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第147号	青山薬局秋田駅前 トピコ店	秋田市中通七丁目1番2号 ステーションビルトピコ2F	平成22年 5月1日

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 5月10日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

館越町内会

2 認可年月日

平成15年 7月10日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐々木 兼 雄

秋田市太平黒沢字館越63番地の3

変更後 嵯 峨 恭 栄

秋田市太平黒沢字館越64番地

4 変更年月日

平成19年 3月17日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
指 定 居 宅 介護支援なごみ	秋田市寺内字三千刈91番地2 サニーハイツ三千刈101号	平成22年 3月1日
訪問介護なごみ	秋田市寺内字三千刈91番地2 サニーハイツ三千刈101号	平成22年 3月1日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町279番2	平成22年 3月21日
企 業 組 合 さくら家	秋田市牛島東二丁目1番9号	平成22年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	平成22年 3月20日

秋田市告示第136号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市保戸野地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日 平成19年3月19日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 船 木 忠 男
変更後 佐 藤 政 信
- 5 変更年月日 平成22年4月25日
- 6 変更の理由 役員改選による。

秋田市告示第137号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年5月12日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第148号	すずらん薬局新 屋駅前店	秋田市新屋扇町 13番2号	平成22年 4月1日

秋田市告示第138号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国民年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度および平成22年度通知分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第139号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項

の規定により告示する。

平成22年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 36台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年4月16日から平成22年4月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年5月27日から平成22年11月27日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中野下町内会
- 2 認可年月日
平成21年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所の所在地
変更前 秋田県秋田市下新城の中野字街道端西99番地の1
変更後 秋田県秋田市下新城の中野字街道端西99番地の3
- 4 変更年月日
平成22年4月25日
- 5 変更の理由
地積更正、分筆登記による。

秋田市告示第141号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、平成22年の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成22年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時間	検査場所
金足・下新城・上新城	7月12日	月	10時～11時30分	北部公民館
飯島	7月12日	月	13時30分～15時30分	飯島地域センター
土崎港（中央・相染）	7月13日	火	10時～15時30分	土崎公民館
土崎港（西・南・北）	7月14日	水	10時～15時30分	土崎公民館
寺内	7月15日	木	10時～11時30分	寺内地域センター
将軍野・土崎港（東）	7月15日	木	13時30分～15時30分	将軍野地域センター
中央卸売市場	7月16日	金	9時30分～11時30分	中央卸売市場
外旭川	7月16日	金	13時30分～15時30分	外旭川地域センター
新屋・浜田・豊岩	7月20日	火	10時～15時30分	西部市民センター
下浜	7月21日	水	10時～11時30分	下浜地区コミュニティセンター
勝平	7月21日	水	13時30分～15時30分	勝平地区コミュニティセンター
添川・仁別・広面・柳田・横森 下北手・太平	7月23日	金	10時～15時30分	東部公民館
大住・仁井田・御野場・御所野 四ツ小屋・上北手	7月30日	金	10時～15時30分	御野場地域センター
雄和	8月2日	月	10時～15時30分	雄和公民館
河辺	8月6日	金	10時～15時30分	河辺公民館

2 計量器の所在の場所で行う検査の期間は、8月18日から10月10日までとする。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。

4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

秋田市告示第142号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市明德地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
明德地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成20年 3月24日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 脇 坂 安 隆
変更後 工 藤 周 一
- 5 変更年月日
平成22年 4月29日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号および第6項の規定に基づき、特定工程および特定工程後の工程を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示す

る。

平成22年 5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 中間検査を行う区域
秋田市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成22年 6月20日から平成25年 6月30日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
全ての構造において、新築の建築物が、次に掲げる用途又は規模のものとする。
 - (1) 住宅、長屋、併用住宅又は共同住宅で、地階を除く階数が3以上のもの
 - (2) 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、地階を除く階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
- 4 指定する特定工程
次の各号に掲げるものを特定工程とする。
 - (1) 木造 構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては耐力壁工事）
 - (2) 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事又は2階の床版の取付け工事
- 5 指定する特定工程後の工程
次の各号に掲げるものを特定工程後の工程とする。
 - (1) 木造 壁の外装工事又は内装工事
 - (2) 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事もしくは内装工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事又は2階の柱もしくは壁の取付け工事

6 適用の除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
- (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
- (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (4) 丸太組構法の建築物
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (6) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号および第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が特に認める建築物

7 適用

この告示の規定は、平成22年6月20日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

藤倉町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は、秋田市山内字藤倉58番地から189番地1、山内字小田18番地から90番地1 および山内字上台11番地から15番地1までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田県秋田市山内字藤倉145番地1に置く。

5 代表者の氏名及び住所

鈴木 喜悦

秋田市山内字藤倉108番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成22年 5月18日

秋田市告示第145号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成22年 5月19日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診療科	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
高野 裕一	秋田赤十字 病院整形外 科	肢体不自由	平成22年4月30日 市外勤務のため
久米 真	秋田大学医 学部附属病 院外科	肝臓機能障 害	平成22年4月30日 市外勤務のため

秋田市告示第146号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度第9期国民健康保険税督促状

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 5月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、秋田市外旭川字神田、同市外旭川字梶ノ目および同市外旭川字松崎のうち別表に定める区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市外旭川字神田、同市外旭川字梶ノ目及び同市外旭川字松崎とする。

- 4 変更年月日
平成22年 2月7日
- 5 変更の理由
区域拡大に伴う見直しのため

秋田市告示第148号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法

律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年5月24日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成22年度介護保険料督促状

平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第149号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年5月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第149号	中央薬局将軍野店	秋田市将軍野青山町3番16号	平成22年6月1日

秋田市告示第150号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年5月28日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年5月1日から平成22年5月14日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年6月11日から平成22年12月11日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第151号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成22年5月31日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
389	秋田市新屋島木町3番1号	ローソン秋田新屋島木町店

秋田市告示第152号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、胸部検診における検診料の徴収、収納業務を次の者に委任したので同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所 秋田市八橋南一丁目8番2号

2 受託者の氏名 社団法人 秋田市シルバー人材センター
理 事 長 小 貫 勇 治 郎

秋田市告示第153号

平成22年6月7日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成22年5月31日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成22年5月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年5月17日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

選 管 告 示

秋市選管告示第6号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定に基づき、河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成22年5月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

- 1 選挙の期日 平成22年5月17日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
 - 第1選挙区 10人
 - 第2選挙区 10人
 - 第3選挙区 10人
 - 第4選挙区 10人

秋市選管告示第7号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同施行令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成22年5月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

河辺土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市河辺赤平字小蟹沢47番地	田 口 三 男
	職務代理人	秋田市河辺高岡字河原田下段370番地3	佐々木 和 昭
	選挙立会人	秋田市河辺赤平字中村54番地	菅 原 正 人
	選挙立会人	秋田市河辺高岡字河原田下段415番地	中 村 幸 光
第 2 選挙区	選挙長	秋田市河辺諸井字福神28番地2	進 藤 芳 明

第1選挙区

受付番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年5月10日	佐々木 光 雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和8年7月12日	農 業
2	平成22年5月10日	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月1日	農 業
3	平成22年5月10日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺高岡字山根84番地	大正10年1月11日	農 業
4	平成22年5月10日	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年1月28日	農 業
5	平成22年5月10日	菅 原 豊 志	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地6	昭和42年12月12日	会 社 員
6	平成22年5月10日	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地1	昭和25年2月21日	農 業
7	平成22年5月10日	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年1月15日	会 社 員
8	平成22年5月10日	菅 原 久 雄	男	秋田市河辺赤平字中村50番地	昭和25年2月28日	農 業
9	平成22年5月10日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業
10	平成22年5月10日	佐々木 久 作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和8年6月1日	農 業

	職務代理人	秋田市河辺諸井字下川原183番地2	熊 谷 新 助
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字上諸井44番地	進 藤 栄 孝
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字大部264番地	田 近 金 一
第 3 選挙区	選挙長	秋田市河辺和田字和田107番地	高 橋 一 義
	職務代理人	秋田市河辺和田字岡村356番地	鈴 木 清 隆
	選挙立会人	秋田市河辺和田字坂本北321番地	田 近 耕 吉
第 4 選挙区	選挙立会人	秋田市河辺和田字式田下袋45番地1	石 井 政 直
	選挙長	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野78番地	早 川 昭 良
	職務代理人	秋田市河辺松測字川原田34番地	長谷川 精 二
	選挙立会人	秋田市河辺松測字松測29番地7	高 橋 俊 夫
	選挙立会人	秋田市河辺松測字松測23番地	伊 藤 隆 治

秋市選管告示第8号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成22年5月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	渡 部 与 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年3月7日	農 業
2	平成22年 5月10日	田 近 善 壽	男	秋田市河辺諸井字下川原200番地	昭和17年9月27日	農 業
3	平成22年 5月10日	高 橋 幸 夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年5月6日	農 業
4	平成22年 5月10日	進 藤 一 哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	会 社 員
5	平成22年 5月10日	佐々木 信 孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地 3	昭和16年5月26日	無 職
6	平成22年 5月10日	渡 部 太 一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農 業
7	平成22年 5月10日	高 橋 政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農 業
8	平成22年 5月10日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地 1	昭和13年2月14日	農 業
9	平成22年 5月10日	進 藤 菊 男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農 業
10	平成22年 5月11日	後 藤 信 一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年9月23日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地 1	昭和27年11月18日	農 業
2	平成22年 5月10日	今 野 政 春	男	秋田市河辺和田字和田156番地 5	昭和24年3月24日	建 築 業
3	平成22年 5月10日	木 村 隆 雄	男	秋田市河辺和田字和田82番地	昭和31年11月23日	農 業
4	平成22年 5月10日	小 西 明 弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地 1	昭和27年7月11日	農 業
5	平成22年 5月10日	鈴 木 善 博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	農 業
6	平成22年 5月10日	田 近 一 男	男	秋田市河辺和田字坂本南330番地 1	昭和17年9月9日	農 業
7	平成22年 5月10日	細 谷 金 照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	昭和18年10月21日	農 業
8	平成22年 5月10日	熊 谷 好 徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年3月14日	農 業
9	平成22年 5月10日	三 浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農 業
10	平成22年 5月10日	石 井 幸 生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2	昭和28年3月10日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	佐々木 幸 一	男	秋田市河辺北野田高屋字前田47番地 2	昭和15年9月26日	農 業

2	平成22年 5月10日	長谷川 富士雄	男	秋田市河辺松測字川原田48番地	昭和2年5月16日	農 業
3	平成22年 5月10日	小 松 慶 勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地 3	昭和18年1月27日	農 業
4	平成22年 5月10日	藤 田 時 男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農 業
5	平成22年 5月10日	高 橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地 4	昭和9年10月12日	農 業
6	平成22年 5月10日	齊 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1	昭和21年9月20日	無 職
7	平成22年 5月10日	高 橋 長一郎	男	秋田市河辺松測字松測68番地	昭和13年9月25日	農 業
8	平成22年 5月10日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年9月23日	会 社 員
9	平成22年 5月10日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農 業
10	平成22年 5月10日	鈴 木 忠 次	男	秋田市河辺松測字松測30番地 1	昭和11年7月18日	農 業

秋市選管告示第9号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において、
当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年
政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の氏名および

住所を次のとおり告示する。

平成22年5月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	佐々木 光 雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和8年7月12日	農 業
2	平成22年 5月10日	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月1日	農 業
3	平成22年 5月10日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺高岡字山根84番地	大正10年1月11日	農 業
4	平成22年 5月10日	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年1月28日	農 業
5	平成22年 5月10日	菅 原 豊 志	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6	昭和42年12月12日	会 社 員
6	平成22年 5月10日	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	昭和25年2月21日	農 業
7	平成22年 5月10日	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年1月15日	会 社 員
8	平成22年 5月10日	菅 原 久 雄	男	秋田市河辺赤平字中村50番地	昭和25年2月28日	農 業
9	平成22年 5月10日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業
10	平成22年 5月10日	佐々木 久 作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和8年6月1日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	渡 部 与 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年3月7日	農 業

2	平成22年 5月10日	田近善壽	男	秋田市河辺諸井字下川原200番地	昭和17年9月27日	農業
3	平成22年 5月10日	高橋幸夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年5月6日	農業
4	平成22年 5月10日	進藤一哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	会社員
5	平成22年 5月10日	佐々木信孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地3	昭和16年5月26日	無職
6	平成22年 5月10日	渡部太一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農業
7	平成22年 5月10日	高橋政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農業
8	平成22年 5月10日	佐々木勝治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地1	昭和13年2月14日	農業
9	平成22年 5月10日	進藤菊男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農業
10	平成22年 5月11日	後藤信一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年9月23日	農業

第3選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成22年 5月10日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地1	昭和27年11月18日	農業
2	平成22年 5月10日	今野政春	男	秋田市河辺和田字和田156番地5	昭和24年3月24日	建築業
3	平成22年 5月10日	木村隆雄	男	秋田市河辺和田字和田82番地	昭和31年11月23日	農業
4	平成22年 5月10日	小西明弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地1	昭和27年7月11日	農業
5	平成22年 5月10日	鈴木善博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	農業
6	平成22年 5月10日	田近一男	男	秋田市河辺和田字坂本南330番地1	昭和17年9月9日	農業
7	平成22年 5月10日	細谷金照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地2	昭和18年10月21日	農業
8	平成22年 5月10日	熊谷好徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年3月14日	農業
9	平成22年 5月10日	三浦肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農業
10	平成22年 5月10日	石井幸生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地2	昭和28年3月10日	農業

第4選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成22年 5月10日	佐々木幸一	男	秋田市河辺北野田高屋字前田47番地2	昭和15年9月26日	農業
2	平成22年 5月10日	長谷川富士雄	男	秋田市河辺松測字川原田48番地	昭和2年5月16日	農業
3	平成22年 5月10日	小松慶勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地3	昭和18年1月27日	農業
4	平成22年 5月10日	藤田時男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農業

5	平成22年 5月10日	高橋 忠一郎	男	秋田市河辺松濶字松濶45番地 4	昭和9年10月12日	農 業
6	平成22年 5月10日	齊 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1	昭和21年 9月20日	無 職
7	平成22年 5月10日	高橋 長一郎	男	秋田市河辺松濶字松濶68番地	昭和13年 9月25日	農 業
8	平成22年 5月10日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年 9月23日	会社員
9	平成22年 5月10日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農 業
10	平成22年 5月10日	鈴木 忠次	男	秋田市河辺松濶字松濶30番地 1	昭和11年 7月18日	農 業

秋市選管告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成22年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成22年 5月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成22年6月3日から平成22年6月7日まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成22年5月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年 5月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（11件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成22年度第2号）に関する件
- 4 平成21年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 5 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件
- 6 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

秋田市農委告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第27条の規定により、平成21年4月17日から平成22年3月19日までに開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のおり縦覧に供する。

平成22年 5月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 開催日 平成21年第5回 平成21年4月17日
平成21年第6回 平成21年5月18日
平成21年第7回 平成21年6月19日

- 平成21年第8回 平成21年7月16日
- 平成21年臨時総会 平成21年7月31日
- 平成21年第9回 平成21年8月17日
- 平成21年第10回 平成21年9月17日
- 平成21年第11回 平成21年10月16日
- 平成21年第12回 平成21年11月17日
- 平成21年第13回 平成21年12月18日
- 平成22年第1回 平成22年1月18日
- 平成22年第2回 平成22年1月29日
- 平成22年第3回 平成22年2月17日
- 平成22年第4回 平成22年3月19日
- 2 縦覧期間 平成22年5月12日から平成22年5月31日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農業委員会事務局

河 選 挙 長 告 示

河選挙長告示第1号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成22年 5月10日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 田 口 三 男
- 第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
- 第3選挙区選挙長 高 橋 一 義
- 第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

- 1 場 所
秋田市河辺和田字上中野184番地2
河辺農林漁業振興会館

- 2 日 時
平成22年 5月10日 午前8時30分から午後5時まで
平成22年 5月11日 午前8時30分から午後5時まで

河選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成22年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 田 口 三 男

第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

第3選挙区選挙長 高 橋 一 義

第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	佐々木 光 雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和8年7月12日	農 業
2	平成22年 5月10日	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月1日	農 業
3	平成22年 5月10日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺高岡字山根84番地	大正10年1月11日	農 業
4	平成22年 5月10日	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年1月28日	農 業
5	平成22年 5月10日	菅 原 豊 志	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6	昭和42年12月12日	会 社 員
6	平成22年 5月10日	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	昭和25年2月21日	農 業
7	平成22年 5月10日	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年1月15日	会 社 員
8	平成22年 5月10日	菅 原 久 雄	男	秋田市河辺赤平字中村50番地	昭和25年2月28日	農 業
9	平成22年 5月10日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業
10	平成22年 5月10日	佐々木 久 作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和8年6月1日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	渡 部 与 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年3月7日	農 業
2	平成22年 5月10日	田 近 善 壽	男	秋田市河辺諸井字下川原200番地	昭和17年9月27日	農 業
3	平成22年 5月10日	高 橋 幸 夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年5月6日	農 業
4	平成22年 5月10日	進 藤 一 哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	会 社 員
5	平成22年 5月10日	佐々木 信 孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地 3	昭和16年5月26日	無 職
6	平成22年 5月10日	渡 部 太 一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農 業
7	平成22年 5月10日	高 橋 政 千 代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農 業
8	平成22年 5月10日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地 1	昭和13年2月14日	農 業
9	平成22年 5月10日	進 藤 菊 男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地1	昭和27年11月18日	農 業
2	平成22年 5月10日	今 野 政 春	男	秋田市河辺和田字和田156番地5	昭和24年3月24日	建築業
3	平成22年 5月10日	木 村 隆 雄	男	秋田市河辺和田字和田82番地	昭和31年11月23日	農 業
4	平成22年 5月10日	小 西 明 弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地1	昭和27年7月11日	農 業
5	平成22年 5月10日	鈴 木 善 博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	農 業
6	平成22年 5月10日	田 近 一 男	男	秋田市河辺和田字坂本南330番地1	昭和17年9月9日	農 業
7	平成22年 5月10日	細 谷 金 照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地2	昭和18年10月21日	農 業
8	平成22年 5月10日	熊 谷 好 徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年3月14日	農 業
9	平成22年 5月10日	三 浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農 業
10	平成22年 5月10日	石 井 幸 生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地2	昭和28年3月10日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成22年 5月10日	佐々木 幸一	男	秋田市河辺北野田高屋字前田47番地2	昭和15年9月26日	農 業
2	平成22年 5月10日	長谷川 富士雄	男	秋田市河辺松測字川原田48番地	昭和2年5月16日	農 業
3	平成22年 5月10日	小 松 慶 勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地3	昭和18年1月27日	農 業
4	平成22年 5月10日	藤 田 時 男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農 業
5	平成22年 5月10日	高 橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地4	昭和9年10月12日	農 業
6	平成22年 5月10日	齊 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1	昭和21年9月20日	無 職
7	平成22年 5月10日	高 橋 長一郎	男	秋田市河辺松測字松測68番地	昭和13年9月25日	農 業
8	平成22年 5月10日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年9月23日	会社員
9	平成22年 5月10日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地1	昭和12年12月18日	農 業
10	平成22年 5月10日	鈴 木 忠 次	男	秋田市河辺松測字松測30番地1	昭和11年7月18日	農 業

河選挙長告示第3号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙

第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
10	平成22年 5月11日	後 藤 信 一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年9月23日	農 業

河選挙長告示第4号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 田 口 三 男

河選挙長告示第4号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙
第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

河選挙長告示第4号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙
第3選挙区選挙長 高 橋 一 義

河選挙長告示第4号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

河選挙長告示第5号

平成22年5月17日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成22年5月12日

河辺土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 田 口 三 男
第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
第3選挙区選挙長 高 橋 一 義
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

- 1 場 所 秋田市河辺和田字上中野184番地2
河辺農林漁業振興会館
- 2 日 時 平成22年5月18日 午後2時

公 告

秋田市政告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年5月7日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

(1) 業 務 名	プロジェクター賃貸借
(2) 内 容	液晶プロジェクターの納入設置および賃貸借
(3) 設 置 場 所	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館内
(4) 履 行 期 間	平成22年6月1日から平成27年5月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 本市契約課の平成22年度物品入札参加資格審査申請書を申請し、4月30日現在、登録が有効となっている業者 ② 秋田市内に本社、支社、営業所等を有する者であること。 ③ プロジェクターを納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年5月25日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 中2階「第一会議室」

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成21年5月27日(休)
- (5) 注意事項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年5月14日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 登記簿謄本
- エ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。）
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年5月7日(金)から平成22年5月14日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当
- ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年5月20日(木)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年5月7日(金)から平成22年5月14日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市文化会館施設担当
秋田市山王七丁目3番1号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市文化会館施設担当

電話 018-865-1191

秋田市公告

秋田市耐震改修促進計画変更業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成22年5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

- (1) 業務名 秋田市耐震改修促進計画変更業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、本市の住宅・建築物の耐震化の目標と目標達成のための9年間のプログラムを示した「秋田市耐震改修促進計画」（平成19年度から平成27年度まで）の今までの進捗状況および効果を検証し、より実効性の高い計画として見直しすることにより、「秋田市耐震改修促進計画（中期計画）」（平成22年度から平成27年度まで）の原案を作成する。
- (3) 業務期間 契約締結日から平成23年3月22日までとする。
- (4) 業務規模 本業務に関する費用は、5,242,650円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、秋田市から指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部建築指導課
TEL 018-866-2153
FAX 018-865-6957
E-mail ro-urcs@city.akita.akita.jp
- (2) 実施要領の交付
- ア 交付期間 平成22年5月11日(火)から平成22年5月18日(火)まで
- イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部建築指導課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/cs/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。）。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成22年5月18日(火) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参（土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 平成22年6月2日(火) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 上記3(3)ウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市耐震改修促進計画変更業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案

書の提出を要請する者の選定を行う。

- (2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用する

ことができるものとする。

- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

市有物件の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成22年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市南通築地124番 4	宅 地	226.30㎡	14,596,350円
2	秋田市新屋元町127番19外 1 筆	宅 地	2,211.97㎡	21,456,109円
3	秋田市四ツ小屋字城下當場253番 2 外 1 筆	宅 地	2,039.25㎡	23,451,375円
4	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 1	原 野	330.56㎡	4,594,784円
5	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 6	原 野	332.65㎡	4,790,160円
6	秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 7	原 野	328.44㎡	4,565,316円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成22年 5月31日(月) 午前10時
(入札申込受付は、午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充

することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市南通築地124番 4
日 時 平成22年 5月26日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市新屋元町127番19外 1 筆
日 時 平成22年 5月26日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市四ツ小屋字城下當場253番 2 外 1 筆
日 時 平成22年 5月26日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (4) 秋田市雄和椿川字長者屋敷 1 番 1、1 番 6、1 番 7
日 時 平成22年 5月26日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項（農業経営基盤のための関係法律に関する法律（平成5年法律第70号）附則第2条第2項）の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

平成22年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成22年5月17日から同年5月31日まで
ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月21日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
田 村 千 夏	秋田組合総合病院 秋田市飯島西袋一丁目1番1号

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第33号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年5月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 入 札 名 プレスタ第33号広告掲載者選定に係る入札
 - (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第33号
 - (3) 予定価格（税抜き価格） 最低落札価格 14,286円
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者もしくは秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者でないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
 - (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の4分の1とし、掲載紙面は、プレスタ第33号（A4版、6ページ、紙質：マットコート70kg）の最終ページの右下部とする。
 - (2) 色 1色刷り（青）
 - (3) 発行部数 16,000部
 - (4) 配布対象 市内全小学校（46校）に在籍する児童の全世帯および市内全中学校（26校）、図書館、公民館等
 - (5) 広告掲載期間 平成22年度市立小、中学校夏期休業（平成22年7月24日～）直前から平成22年度冬期休業（平成22年12月26日～）直前まで
 - (6) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 日 時 平成22年6月18日（金） 午前11時

- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
- (4) 契 約 日 平成22年6月21日（月）（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払
広告料は、平成22年6月30日（月）までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、平成22年6月7日（月）午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書（様式1）
 - イ 営業経歴書（様式2）
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 - オ 登記簿謄本又は個人営業の者は住民票（写し可）
 - (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成22年5月21日（金）から平成22年6月7日（月）までの平日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月14

日(月)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室企画振興担当
電話 018-826-9047
E-mail ro-edlf@city.akita.akita.jp

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年4月30日付け秋田市指令第2080号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市外旭川字野村178番地
三 浦 謙 一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字野村179番1の内、180番3、180番4、186番2、187番2、187番3、187番4、187番5、187番6、187番7および225番
秋田市寺内字三千刈489番

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	委 託 箇 所	履行期間	入 札 参 加 要 件
如斯亭庭園管理 業務委託	秋田市外旭川南町 86番13外	着手日から平成23 年3月28日まで	① 秋田県内において、文化財庭園（名勝）の整備に実績があること。 ② 文化財に指定されている伝統的な日本庭園（名勝）の保存に当たっている「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格を有する造園技能士を有していること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、造園業者として登録している者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成22年6月7日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 県内における文化財庭園（名勝）整備の実績調書（様式2）

（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）

の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成22年5月26日から同年6月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月27日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
稲 見 育 大	秋田県立医療療育センター 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番128号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年5月31日

秋田市長 穂 積 志

ウ 「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格者であることを証する書類（会員証等の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年5月31日(月)から平成22年6月7日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年6月14日(月) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F

秋田市教育委員会文化振興室

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 6 月17日(休)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年 6 月10日(木)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成22年 5 月31日(月)から 6 月 7 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室
電話 018-866-2246

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

選 管 公 告

秋田市選管公告

平成21年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項の規定により公告する。

平成22年 5 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

平成21年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成21年 5 月20日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局 阿 部 俊 幸
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王 2 - 1 - 46
利用目的の概要	「政治・選挙に関する世論調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第79、88投票区の選挙人

2

閲覧の年月日	平成21年 6 月24日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町 2 - 7 - 1
利用目的の概要	「日本人の社会的期待と総選挙に関する世論調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第51、53、74、83投票区の選挙人

3

閲覧の年月日	平成21年10月15日
申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所長 岩 崎 雅 宏
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区二日町11-11
利用目的の概要	「平成21年度地裁地区対象アンケート調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 6、55、84、86投票区の選挙人

4

閲覧の年月日	平成21年10月16日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局 阿 部 俊 幸
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王 2 - 1 - 46
利用目的の概要	「政治や選挙に関する全国世論調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第56、85投票区の選挙人

5

閲覧の年月日	平成21年10月22日
申出者の氏名	社団法人共同通信社秋田支局支局長 隈 昭 司
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王臨海町 1 - 1
利用目的の概要	「日本世論調査会面接世論調査」の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 6、13、40、57、89投票区の選挙人

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年 5 月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

下新城中野字琵琶沼、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、飯島川

端一丁目、飯島字古道、飯島字砂田、濁川字家ノ前、外旭川字大畑、寺内堂ノ沢二丁目、手形字山崎、千秋久保田町、手形字十七流、横森二丁目、上北手大戸字大戸、牛島西三丁目、新屋比内町、浜田字家後、仁井田新田二丁目、仁井田本町四丁目、仁井田露見町、新屋前野町、手形字扇田、河辺北野田高屋字上前田表の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 5 月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第31号	水質検査用アルゴンガス購入	浄化課水質管理室 (豊岩浄水場内)	契約日から 平成23年 3 月31日まで
単価 第32号	水質検査用ヘリウムガス購入		
単価 第33号	水質検査用窒素ガス購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 6 月 1 日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 6 月 3 日(木)

入 札 金 額 入札書には、7 m³ガスボンベ 1 本当たりの価格を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載できる金額は、円単位

までとする。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年5月25日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。

(2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年5月14日(金)から平成22年5月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

単価番号	業務名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第30号	水道メーター再生修理 業務委託 (表面加工処理 口径 13mm~40mm)	秋田市上下水道局 資材倉庫	平成23日3月31日(木)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年6月1日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成22年6月3日(木)

注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 入札書に記載する金額は、口径13mmのメーター再生修理業務一個当たりの金額とし、単価を決定する（口径20mm、25mmおよび40mmのメーター再生修理業務については、13mmのメーター再生修理業務単価を1とし、各口径毎の指数を乗じたものを各契約単価とする。なお、13mm以外の契約単価は、10円未満を切捨てとする。）。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年5月28日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年5月14日(金)から平成22年5月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成22年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、水道メーター再生修理業務の実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 5 月25日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 5 月14日(金)から平成22年 5 月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第 6 号	顕微鏡（モニターおよび付属品一式）購入	秋田市八橋下水道終末処理場 （八橋本町六丁目12番15号）	契約日から120日間

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 6 月 9 日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 6 月11日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 5 月14日(金)から平成22年 5 月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 5 月28日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 5 月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

があるときは、その端数金額を切り捨てた額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 6 月 1 日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 5 月21日(金)から平成22年 6 月 1 日(火)

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月4日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年5月21日(金)から平成22年6月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物件名	納品場所	履行期間
単価第34号	平成22年度被服単価契約安全靴購入	秋田市上下水道局	契約日から平成23年3月31日まで
単価第35号	平成22年度被服単価契約作業服（上）購入		
単価第36号	平成22年度被服単価契約作業服（下）購入		
単価第37号	平成22年度被服単価契約ツータックラットズボン購入		
単価第38号	平成22年度被服単価契約長袖シャツ購入		
単価第39号	平成22年度被服単価契約作業帽購入		
単価第40号	平成22年度被服単価契約半袖シャツ購入		
単価第41号	平成22年度被服単価契約夏用作業ズボン購入		

単価第42号	平成22年度被服単価契約事務服（ジャケット）購入
単価第43号	平成22年度被服単価契約事務服（ベスト）購入
単価第44号	平成22年度被服単価契約事務服（スカート）購入
単価第45号	平成22年度被服単価契約夏衣（上衣）購入
単価第46号	平成22年度被服単価契約夏衣（スカート）購入

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年6月8日(火)

- 単価第34号 午前10時30分
- 単価第35号 午前10時35分
- 単価第36号 午前10時40分
- 単価第37号 午前10時45分
- 単価第38号 午前10時50分
- 単価第39号 午前10時55分
- 単価第40号 午前11時
- 単価第41号 午前11時05分
- 単価第42号 午前11時10分
- 単価第43号 午前11時15分
- 単価第44号 午前11時20分
- 単価第45号 午前11時25分
- 単価第46号 午前11時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約日 平成22年6月10日(木)

入札金額 入札書には、1着、1本、1足および1個当たりの価格を記載すること。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 6月 1日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年 5月21日(金)から平成22年 6月 1日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第93号 仁井田浄水場高速沈殿池清掃点検業務委託	秋田市上下水道局仁井田浄水場	平成22年12月20日	次の①から②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を配置できること。 ③ 秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は点検、整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること（「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」と兼務可）。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年 6月 9日(水) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成22年 6月11日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 6月 4日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成22年 5月21日(金)から平成22年 6月 7日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 5月21日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 6月 1日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格・工事等経歴（別記様式3（省略））

(資格者証の写しを添付)

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成22年5月21日(金)から平成22年6月1日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月4日(金)に通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第95号	仁井田・豊岩浄水場取水導水施設点検業務委託	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地2) 豊岩浄水場 (秋田市豊岩豊巻字下川原161番地7)	平成22年12月22日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市に本社、支社、営業所等を有していること。 ② 秋田県内の一級河川(国直轄)もしくは、港湾における構造物の潜水作業を伴う施工、点検又は整備の元請実績があること。 (基本的要件については、3に記載)

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年6月15日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成22年6月17日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以

上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成22年5月21日(金)から平成22年6月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成22年5月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月8日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 ア 秋田市登録業者(財政部契約課)
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない者
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 5 月28日(金)から平成22年 6 月 8 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 5 月28日(金)から平成22年 6 月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 6 月11日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434